

第4節 医療に関する情報提供

患者の医療に関する選択支援

現 状

1 医療機能情報の提供

医療機関（病院、診療所、助産所）の管理者は、医療法に基づき、医療機能に関する情報を都道府県知事に報告することが義務付けられており、本県では、報告された医療機能情報を救急医療情報ネットワークシステムに登録し、インターネットを通じて情報提供することにより、住民や患者による医療機関の適切な選択の支援を行っています。

図表 2-4-1 広島県救急医療情報システム トップページ



図表 2-4-2 医療機能情報報告率

病院（243 施設）		診療所（2,494 施設）		歯科診療所（1,525 施設）		助産所（46 施設）		全 体
報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告率
234	96.2%	2,223	89.1%	1,324	86.8%	33	71.7%	88.5%

出典：広島県救急医療情報システム（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在）

2 患者視点に立った医療の提供

医師や看護師等の医療従事者は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努める必要があります。患者や家族等と医療機関の信頼関係の構築には、医療機関における相談支援体制を整備することが重要であり、県内医療機関において医療に関する相談窓口を設置している割合は、病院で約 87%、診療所（歯科診療所を除く）では約 9%となっています。

また、病気の診断や治療法が適切かどうか、主治医以外の医師から意見を聴きたいと考える患者も増えています。県内の医療機関において、セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供・診察等を行っている割合は、病院で約 54%、診療所（同上）では約 30%となっています。

図表 2-4-3 医療相談窓口設置医療機関・セカンドオピニオン対応医療機関

区分	病院 (243 施設)		診療所 (歯科診療所を除く) (2,494 施設)	
	施設数	割合	施設数	割合
医療に関する相談窓口を設置している医療機関	212	87.2%	233	9.3%
セカンドオピニオンのための診療情報を提供・診察をしている医療機関	132	54.3%	740	29.6%

出典：救急医療情報システム（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在）

課 題

1 医療機能情報の提供

住民や患者が自分にあった医療サービスを適切に選択できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させ、客観的かつ正確な情報をわかりやすく提示していく必要があります。

2 患者視点に立った医療の提供

患者が納得した医療を受けるためには、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンを充実する必要があります。規模の小さな医療機関では、医療従事者の人数などの制約もあり、専用の窓口を設けることは難しい状況にあるため、医療機能情報の報告率を更に上げることなどにより、患者が情報を入手しやすい環境を整えるなど、医療の選択の支援をしていくことが必要となります。

目 標

（医療機能情報の提供）

住民や患者が必要な医療機関の最新情報を、正確に取得できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させます。

指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典
医療機能情報の報告率	医療サービスの選択を支援する。	[H28] 88.5%	報告率の向上	救急医療情報システム

施策の方向

1 医療機能情報の提供

医療機関に対して、医療機能情報の定期的な報告を求め、県への報告が確実に実施されるよう指導するとともに、住民や患者の医療機関等の適切な選択に資するよう、救急医療情報ネットワークシステムを広く周知し、積極的な活用を促します。

2 患者視点に立った医療の提供

医療の提供に当たって、患者の意向が十分に尊重され、選択や同意が適切に行われるよう、医療機関への立入検査等の機会を通じて、インフォームド・コンセントの周知徹底を図ります。

また、県医師会等の関係団体と連携し、医療機関における相談支援体制の充実に向けた情報提供、セカンドオピニオンの普及・啓発を図っていきます。

